

## 身元保証人とは（１）

今回から新たに「身元保証人」について、一緒に考えてみましょう。

「身元保証人」は、単に「保証人」ということもあれば、「身元引受人」「身元引受保証人」など、さまざまな呼び名で呼ばれていることから察しが付きますが、正確な定義付けがなされていないのが実情です。



「身元保証二関スル法律」という古い法律はありますが、これは雇用契約上の「身元保証」についての法律であり、医療機関や高齢者施設で必要とされる「身元保証」とは異なります。

ここでいう「身元保証人」とは、簡単に言えば、ご本人のお身体を預かる機関（医療機関や高齢者施設等）が、ご本人のことに關して、自ら責任を取ることが出来ないと判断することを委ねる相手のことです。

具体的には、①お金に関することと、②命に関すること、③最終的な身柄の引受けに関することの3点が主に挙げられます。有料老人ホームの入居の際に求められる「身元保証人」の例で考えてみましょう。（本コラムでは、①・②のみ。③は次回へ）

お金に関することについては、一つには毎月の施設利用料の支払が滞った場合に、連帯債務保証をしてもらうという、一般的に「保証人」という言葉を聞いて連想する役割です。ただし、未払の施設利用料を際限なく「保証人」が連帯債務保証をしなければならないわけではなく、最近の民法改正により2020年4月からは、個人が連帯保証人になる場合には、保証人が責任を負う「極度額」を定めなければならないこととなりました。

お金に関する「身元保証人」の役割は、この連帯債務保証だけではありません。もっと身近な細かいことも身元保証人に求められることが多くあります。例えば、入居者本人が的確な判断が出来ているときは良いのですが、そうではなくなってきたときに、365日24時間入居者のお身体の面倒を見ている老人ホームが、その入居者のお金のことに関わってしまうと、倫理的に好ましいはずはありません。こうした理由から、「車いすから滑り落ちてしまいがちなので、滑りにくいクッションを購入して良いでしょうか？」というように、施設職員から身元保証人宛てに、各種購入品の可否を求める連絡が入ることも頻繁に出てくるのです。

命に関することについても、365日24時間お身体の面倒を見ている老人ホームが、その入居者の命に関することのすべてを抱え込んでしまえば、倫理的に好ましくないという同じ理由で、外部の身元保証人が関わることとなります。

重要な治療方法の選択といった直接命にかかわるようなことばかりではありません。たとえ細かいことであっても、「本日の朝食で、お薬を3錠飲むべきところ、そのうち2錠を床に落としてしまい、服薬できませんでした」というような報告が、身元保証人のところにあるのも普通のことです。

つづく